

# 告示

## 埼玉県告示第千四百十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

北足立特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

川口市	昭和四十三年埼玉県告示第八百六十九号で告示した川口鳥獣保護区及び平成八年埼玉県告示第千五百八十八号で告示した旧芝川鳥獣保護区の区域を除く区域
戸田市	平成十七年埼玉県告示第二千六百号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域
蕨市	全域
さいたま市	昭和六十二年埼玉県告示第千五百九十九号及び平成十四年埼玉県告示第千九百四十六号で告示した大宮公園鳥獣保護区、平成十七年埼玉県告示第二千六百号で告示した荒川南部鳥獣保護区並びに岩槻区の区域を除く区域
上尾市	平成九年埼玉県告示第千四百七十二号で告示した上尾鳥獣保護区及び平成二十八年埼玉県告示第千四百十一号で告示した荒川指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）の区域を除く区域
桶川市	平成二十八年埼玉県告示第千四百十一号で告示した荒川指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）の区域を除く区域
北本市	平成九年埼玉県告示第千四百七十三号で告示した北本鳥獣保護区及び平成二十八年埼玉県告示第千四百十一号で告示した荒川指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）の区域を除く区域

朝霞市	和光市	伊奈町	北足立郡	鴻巣市
<p>平成十七年埼玉県告示第二千六百号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域</p>	<p>平成十七年埼玉県告示第二千六百号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域</p>	<p>全域</p>	<p>鴻巣市道J・八十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道J・百十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、県道行田蓮田線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、鴻巣市と久喜市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北東のち南東のち北東のち北に進み、鴻巣市、加須市と久喜市の境界に至り、同地点から鴻巣市と加須市の境界に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>平成二十五年埼玉県告示第千四百四十七号で告示した区域に、次の区域を加えた区域</p> <p>県道加須鴻巣線と鴻巣市と加須市の境界との交点を起点とし、同地点から同県道に沿って南西に進み、鴻巣市道J・十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道A・二千八号線との接点に至り、同地点から鴻巣市道J・七十七号線に沿って南東に進み、鴻巣市道J・六十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、県道行田蓮田線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、鴻巣市道J・百五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道J・百六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道J・八十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道J・百十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、県道笠原菖蒲線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、鴻巣市道J・八十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道J・百十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、県道行田蓮田線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北東のち南東のち北東のち北に進み、鴻巣市、加須市と久喜市の境界に至り、同地点から鴻巣市と加須市の境界に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>

新座市	昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した新座町鳥獣保護区（現新座鳥獣保護区）の区域を除く区域
志木市	昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十六号で告示した新河岸川・柳瀬川鳥獣保護区及び平成十七年埼玉県告示第二千六百号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域
比企郡 川島町	平成八年埼玉県告示第千六百六号で告示した区域
草加市	全域

（面積四万七千四百三十七・三ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器